

令和8年度 相談系サービス事業所集団指導

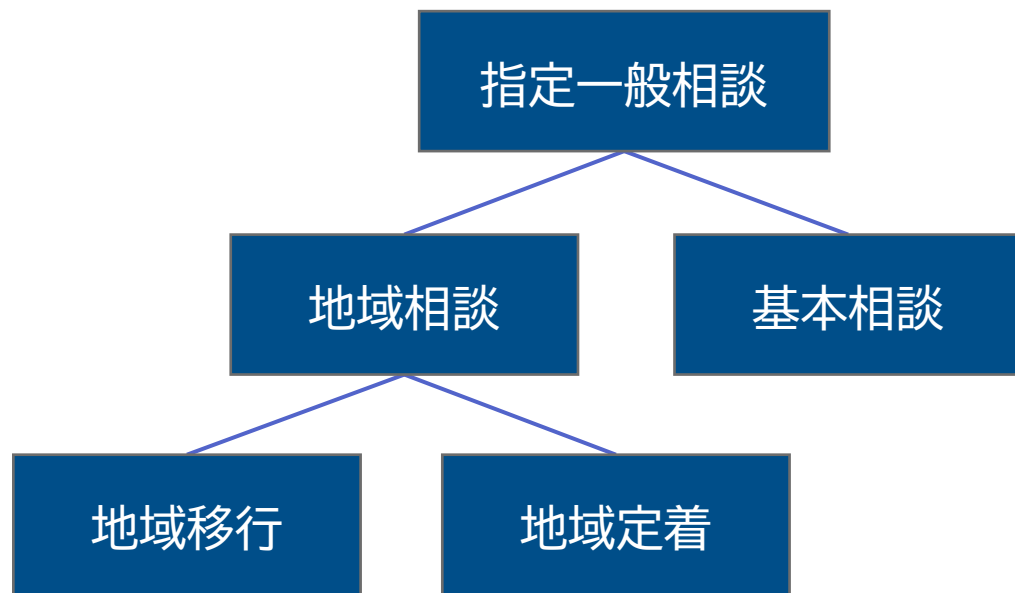
健康福祉局障害施策推進課
TEL：671-4133

【地域相談】
説明資料抜粋版

令和8年6月18日

地域相談支援事業 (地域移行・地域定着)

指定一般相談＝基本相談支援＋地域相談支援



- 地域相談＝地域移行支援＋地域定着支援
- 地域移行支援および地域定着支援は、いずれか一方のみの申請も可能ですが、同時に指定申請を行うことを推奨します。

地域相談支援共通事項

職種	人数・内容
管理者	1 名 ※当該事業に支障がない場合は他事業との兼務が可能 ※従事者との兼務可
従事者	1 名以上 <u>※1 名は相談支援専門員でなければならない</u> ※当該業務に支障がない場合は、他事業との兼務が可能（指定特定相談事業所、指定障害児相談支援事業所、指定自立生活援助事業所との兼務は、業務に支障がない場合として認められる） ※常勤・非常勤を問わない

事業所ごとに①～⑧についての重要事項に関する運営規程を定めること

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 支援の提供方法及び内容並びに対象障害者等から受領する費用及びその額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑧ その他運営に関する重要事項¹⁸⁶

- ① 指定地域移行・地域定着支援の提供に係る記録
- ② 地域移行・地域定着支援計画
- ③ 基準※第25条の利用者の不正受給による市町村への通知に係る記録
- ④ 基準第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- ⑤ 基準第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

- 記録は支援を提供した日から5年間保存することとなっています。
- 個人情報に記載されている文書については、必ず鍵のかかる書庫に保管し、持出の制限や管理を行うなど適切に保存してください。
- また、パソコンやサーバ、USBメモリ等の記録媒体で保存する場合についても、盗難・紛失防止及びウィルス感染等による個人情報の漏えいを防ぐための措置を行うことが必要です。

基準第二十二條、二十三條の二、四十四條の四

地域移行支援の「障害福祉サービスの体験的な利用支援」や「体験的な宿泊支援」、地域定着支援の「一時的な滞在による支援」を提供する場合は、『指定障害福祉サービス事業所等※』への委託により行うことができる。

※「指定障害福祉サービス事業所等」とは、法第29条第2項に規定する事業所であるため、市単事業の施設などには委託はできない。

地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他地域生活へ移行するための支援を行う

【対象者】

- ① 障害者支援施設、のぞみの園又は療養介護を行う病院に入所している障害者
※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象
- ② 精神科病院に入院している精神障害者
- ③ 救護施設又は更生施設に入所している障害者
- ④ 刑事施設、少年院に収容されている障害者
- ⑤ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

※宿泊型自立訓練施設、グループホームからの移行は対象外

- 区分は不要 (R7.8.1～ 認定調査が原則不要)
- 給付決定期間は6か月：延長が必要な場合は、区福祉保健センターの判断で6か月以内に1回のみ更新可
- 給付決定期間6か月・更新6か月のあわせて1年を超えて延長が必要な場合には、市町村審査会の個別審査にかける。

※延長を申請する場合、サービスの給付決定期間が終了する2か月前までに援護の実施機関（横浜市の場合は受給者証発行区）へ連絡が必要

- 地域移行支援計画の作成
→アセスメントを行ったうえで、生活に対する意向、総合的な支援の方針、課題、目標、達成時期、留意事項等を記載する。
※様式は各事業所ごとに定める。
- 概ね週1回、少なくとも月に2回の面接もしくは同行支援（対面での支援）
→請求要件になります。
- 利用者から「サービス提供記録票」に署名確認をとること。

- ① 地域移行支援に係る相談
- ② アセスメント
- ③ 地域移行支援計画の原案作成
- ④ 支援計画作成のための個別支援会議の開催
(利用者及び障害者支援施設又は精神科病院等の担当者を招集)
- ⑤ 地域移行支援計画の確定、利用者及び家族への説明・同意
- ⑥ 利用者及び計画相談支援担当者に交付

※この手順を確認できなければ、基本報酬は請求できない

地域移行支援の基本報酬

地域移行支援計画を作成し、利用者と対面の支援を月に2回以上行った場合に算定

区分		単位数	説明
地域移行支援サービス費	(Ⅰ)	3,613単位／月	①社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者又は対象研修※の修了者を1名以上配置 ②月1回以上、対象施設との会議等の連携を図っていること。 ③前年度の地域移行実績が3名以上
	(Ⅱ)	3,157単位／月	①かつ②を満たし、前年度地域移行支援実績が1名以上
	(Ⅲ)	2,422単位／月	上記以外

※精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修

地域移行支援の加算①

区分		単位数	説明
初回加算		500単位／月	利用を開始した月に加算
集中支援加算		500単位／月	月6回以上の面接・同行による支援を行った場合に加算
退院・退所月加算		2,700単位／月	退院・退所した月に加算（入院期間が3月以上1年未満の場合は、さらに500単位加算）
障害福祉サービスの体験利用加算	(Ⅰ)	開始月～5日目 500単位／月	障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）の体験的な利用支援を行った場合 地域移行支援決定期間の6か月につき <u>15日まで算定</u> ※地域生活支援拠点として届出をしている場合、さらに1日につき50単位を加算
	(Ⅱ)	6日目～15日目 250単位／月	
体験宿泊加算	(Ⅰ)	下記以外 300単位／日	体験的な宿泊支援を行った場合、地域移行支援決定期間の6か月につき <u>(Ⅰ)(Ⅱ)を合計して15日まで算定</u> 夜間及び深夜の時間帯を通して必要な見守りを行い、複数回以上巡回による支援を行った場合は(Ⅱ)を算定 ※地域生活支援拠点として届出をしている場合、さらに1日につき50単位を加算
	(Ⅱ)	見守り巡回を行った場合※ 700単位／日	

地域移行支援の加算②

区分	単位数	説明
ピアサポート体制加算	100単位／月	ピアサポート研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置 ①障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者 ②管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員
居住支援連携体制加算	35単位／月	居住支援法人又は居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援の充実を図る体制を確保し、居住支援法人等に対し、1月に1回以上利用者の住宅確保及び居住の支援に必要な情報を共有している場合
地域居住支援体制強化推進加算	500単位／回	居住支援法人と共同して、利用者に指導を行ったうえで、協議会や包括ケアの協議の場で、居住支援における課題を報告した場合

加算の留意点①

【初回加算】500単位／月

- 初回加算算定後、引き続き入院・入所している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や、転院や転所して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度の算定は不可。
- 再度入院・入所した場合、退院・退所から3か月以上経過している場合に限り算定可（事業所が変わる場合は3か月以上経過していなくても算定可）

【集中支援加算】500単位／月

- 「退院・退所月加算」と併給不可

加算の留意点②

【退院・退所月加算】2700単位／月

退院・退所等をする日が翌月の初日等の場合、その前月に支援が行われることになるため、退院・退所等が確実に見込まれる場合はその前月に算定できる。

以下の場合には算定できない。

- ①退院・退所等をして病院または診療所へ入院する場合
- ②退院・退所等をして他の社会福祉施設等へ入所する場合
- ③死亡による退院・退所等の場合

※精神科病院に入院した日から起算して3月以上1年未満の間に退院した場合、さらに500単位加算

加算の留意点③

【障害福祉サービス等の体験利用加算】

(Ⅰ) 開始日～5日目：500単位／日

(Ⅱ) 6日目～15日目：250単位／日

- 地域において障害福祉サービスを利用するにあたっての課題、目標、体験期間及び留意事項を地域移行支援計画に位置付けること
- 指定障害福祉サービス事業者等への委託により実施
- 体験利用については、原則、同行による支援を行い、担当職員等と緊密な連携を図ること
- 給付決定が更新された場合、再度15日を限度として算定可

加算の留意点④

【体験宿泊加算】

(Ⅰ) 下記以外：300単位／日

(Ⅱ) 見守り巡回を行った場合：700単位／日

※夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守りを行い、複数回以上巡回による支援を行った場合に算定可

- ・ 単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けること。
- ・ 指定障害福祉サービス事業所に委託できるが、委託による場合でも委託先の事業者と常時の連絡体制を確保すること。
- ・ 利用開始日・終了日の両方を算定できる。
- ・ (Ⅰ) については、宿泊を伴わない場合も算定可。

【参考】横浜市精神障害者地域生活推進事業 (通称：チャレンジ事業) について

- ◆ 入院中の精神障害者が宿泊型自立訓練施設の宿泊を体験する本市独自事業
- ◆ 退院後の生活をアセスメントする目的で、精神障害者退院サポート事業又は地域移行支援を利用しており、その支援計画に位置付けられていることが条件
- ◆ 宿泊型自立訓練施設への入所を前提に体験宿泊するものではない
- ◆ 利用調整・結果報告書の様式あり
- ◆ 「横浜市精神障害者地域生活推進事業運営費補助金交付要綱」参照
- ◆ 所管は、障害施設サービス課（045-671-2416）

地域定着支援

居宅において単身又は家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者に、常時の緊急連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行う。

- 区分不要（R7.8.1～ 認定調査が原則不要）
- 支給期間は1年間、必要に応じて、更新可

地域定着支援の対象者

- ① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者
- ② 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者
- ③ 同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている者。

※ 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定なものも含む。

※ グループホーム、宿泊型自立訓練施設の入居者は対象外

【記載事項】

- ・ 利用者の心身の状況
- ・ 置かれている環境
- ・ 緊急時において必要となる利用者の家族の情報
- ・ その他利用者に関する情報
- ・ 利用するサービス事業所等の情報
- ・ 医療機関、その他の関係機関の連絡先

※置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、緊急時等に適切な対応を行うために作成

※地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たって利用者との面接を行うこと

※地域定着支援台帳の作成後も、適宜見直しを行い、必要に応じて台帳の変更を行うこと。

- 利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保すること
- 適宜、利用者への居宅訪問等による状況把握を行うこと

- 緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに利用者の居宅への訪問等による状況把握を行うこと
- 利用者の家族、利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じること

地域定着支援の基本報酬（地域定着支援サービス費）

区分		単位数	説明
体制確保費		315単位／月	常時の連絡体制を確保している場合
緊急時支援費	（Ⅰ）	734単位／日	利用者又はその家族等からの要請に基づき、訪問または一時的な滞在による支援を行った場合 ※地域生活支援拠点等として届出をしている場合、さらに50単位を算定
緊急時支援費	（Ⅱ）	98単位／日	利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に電話による相談援助を行った場合

【体制確保費】 315単位／月

- 地域定着支援台帳を整備し、常時の連絡体制を確保した場合。
- 常時の連絡体制の確保は、夜間等に職員を配置する他、携帯電話等により利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保する方法によることも可能。

地域定着支援の基本報酬②（地域定着支援サービス費）

【緊急時支援費（Ⅰ）】 734単位／日

【緊急時支援費（Ⅱ）】 98単位／日

（メールによる対応は対象外）

- 1日に算定できるのは1回。
- （Ⅰ）を請求する場合は、（Ⅱ）は算定できない。
- 要請のあった時間、要請の内容、支援の提供時刻、緊急時支援費の算定対象である旨を記録する。

地域定着支援の加算

区分	単位数	説明
日常生活支援情報提供加算	100単位／回	精神科病院に通院する利用者の必要な情報を当該精神科病院に提供した場合
ピアサポート体制加算	100単位／月	ピアサポート研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置 ①障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者 ②管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員
居住支援連携体制加算	35単位／月	居住支援法人又は居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援の充実を図る体制を確保し、居住支援法人等に対し、1月に1回以上利用者の住宅確保及び居住の支援に必要な情報を共有している場合
地域居住支援体制強化推進加算	500単位／回	居住支援法人と共同して、利用者に指導を行ったうえで、協議会や包括ケアの協議の場で、居住支援における課題を報告した場合

【日常生活支援情報提供加算】 100単位／回

- 精神科病院等（精神科や心療内科の診療所を含む）に心身の状況や生活環境等の利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合
- 利用者の同意を得ること
- 1人につき月1回まで算定可
- 情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段等について記録を作成する。

- ◆ 自立生活援助との併給は不可
- ◆ 宿泊型自立訓練施設及びグループホーム入居者は対象外
- ◆ 常時の連絡体制は、当該事業所が直接利用者と連絡体制を確保し、緊急時の支援を速やかに行える体制を確保することが必要であるため、法人内の障害者支援施設やグループホームの宿直担当につながるなどのケースは不可
- ◆ 地域定着支援台帳作成の際に、アセスメントのための利用者への面接を行っていない、または利用者の居宅への訪問等を適宜行っていない場合は、基本報酬の算定不可

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA